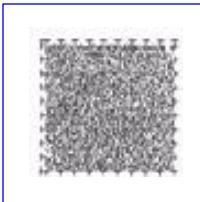


平成26年度「ねんきん定期便」（老齢年金受給者） 平成26年6月～

 親展     大切なお知らせ ねんきん定期便 差出人  日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  「ご案内は内側にあります。」 矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)	<p>ねんきん定期便</p> <p>この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成しています。 なお、下記の内容には、国民年金保険料を前納した期間も含まれます。</p> <p>照会番号 (お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。)</p> <p>1.これまでの年金加入期間 (共済組合の加入期間は含まれていませんので、各共済組合にお問い合わせください。)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">国民年金</th><th>厚生年金保険</th><th>船員保険</th><th>年金加入期間 合計 (未納月数を除く)</th><th>合算対象期間</th></tr><tr><th>第1号被保険者 (未納月数を除く)</th><th>第3号被保険者</th><th>国民年金 計 (未納月数を除く)</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>※合算対象期間とは、年金額には反映されませんが、老齢年金を受けるために必要な期間としてみなすことができる期間のことをいいます。 上表の「合算対象期間」欄には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の月数を表示しています。</p> <p>(参考)これまでの保険料納付額</p> <table border="1"><tbody><tr><td>(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)</td><td>(累計額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)</td><td>(累計額)</td><td>円</td></tr><tr><td>これまでの保険料納付額【(1)+(2)】</td><td>(累計額)</td><td>円</td></tr></tbody></table> <p>※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。 ※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬（月）額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。 ・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。 ・厚生年金基金加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納付する保険料額）を除いて計算しています。 (裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています。)</p> <p>さらに詳しくご自身の年金加入記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」（裏面参照）をご利用ください。</p> <p>※このマークは、音声コードです。 目の不自由な方には、お一人おひとりの年金加入記録に関する情報を音声で聞くことができます。</p> 	国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間	第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					月	月	月	月	月	月	月								(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円	(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円	これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	(累計額)	円
国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間																																
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)																																				
月	月	月	月	月	月	月																																
(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円																																				
(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円																																				
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	(累計額)	円																																				

平成26年度「ねんきん定期便」（老齢年金受給者） 平成26年6月～

「最近の月別状況です」の見方	
「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について	
納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や納付された後に追納した場合も含む)
未納	保険料を納めていない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3／4免除	保険料が3／4免除され、残りの1／4を納めた期間
3／4未納	保険料が3／4免除されたが、残りの1／4を納めていない期間
1／4免除	保険料が1／4免除され、残りの3／4を納めた期間
1／4未納	保険料が1／4免除されたが、残りの3／4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していないかった期間、または共済組合等に加入していた期間

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、「ねんきんネット」のご利用方法など、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご利用ください。

「ねんきんネット」のご利用は、[ねんきんネット] 検索

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』

ナビダイヤル® お問い合わせの際は、表面の照会番号または基礎年金番号をお知らせください。

0570-058-555

※050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
※祝日、1月29日～1月3日はご利用いただけません。

最近の月別状況です				
年月 (平成)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		
		標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)	保険料納付額

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。「未納」と表示されることがあります。ご容赦ください。

電子版「ねんきん定期便」をご利用ください

○「ねんきんネット」では、平成24年4月から、いつでも最新の、すべての期間の年金加入記録をご自宅のパソコンなどで確認できる電子版「ねんきん定期便」のサービスを開始しています。

○日本年金機構では、「ねんきん定期便」の郵送費用などのコスト削減や、紙資源の削減による地球環境保全への取り組みとして、「ねんきん定期便」の郵送に代えて、電子版「ねんきん定期便」のご利用を推奨しています。

○この取り組みにご協力いただける場合は、「ねんきんネット」にご利用登録（ログイン）の上、「ねんきん定期便」の郵送希望の登録で「希望しない」を選択してください。

アクセキーで「ねんきんネット」のご利用登録を

○すべての期間の年金加入記録をご確認いただく場合は、ぜひ、「ねんきんネット」をご利用ください。

○ご利用登録は、ご自宅のパソコンなどで行うことができます。

○スマートフォンの場合は、こちらから →
(二次元コードの読み取には専用のアプリが必要です。)

二次元
コード

お客様のアクセキー

○「アクセキー」の有効期限は、本状到着後、3カ月です。

※期限後もご利用登録は可能です（ユーザーID発行に5日程度必要です）。

○ご利用登録には、ご自身の「基礎年金番号」が必要です。

※「基礎年金番号」は、年金証書や年金手帳、基礎年金番号通知書などに記載されています。

※「基礎年金番号」が分からない場合は、

- ・会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署などにお尋ねください。
- ・「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にお電話ください。
(後日、基礎年金番号が記載された書類を郵送いたします。)